

平成 29 年 3 月 6 日

各 位

日本繊維産業連盟

会長



繊維産業流通構造改革推進協議会

会長



「歩引き」取引廃止宣言及び要請のお願いについて

謹啓

春寒の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、この度、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会（以下両団体という）は、協同で適正取引の推進を一層進めるため、「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し実施することと致しました。この自主行動計画は、繊維産業界の様々な課題について具体的な解決策の実行を求めるものであります。

さて、繊維産業流通構造改革推進協議会は、平成 15 年以降、繊維産業の多くの課題解決策を取り決め「取引の適正化」を進めてきました。その一つが、繊維産業界の取引に関するルールブック、即ち、「取引ガイドライン」を策定し実行してきたこととあります。現在も、法令は勿論のこと下請法遵守の徹底を図りながら基本契約書の締結を推進し、取引慣行の是正に取り組んできております。日本繊維産業連盟も同協議会の活動を積極的に支援して参りました。

その中で、「代金の減額を誘発する要因になりかねない」等の行為とも受け取られ、不透明で不適格な取引形態である「歩引き」取引の廃止に向けた活動を進めております。取引に関する実態調査でも「歩引き」取引は、徐々に無くなりつつあるものの根深い問題となっております。

「歩引き」取引が存続している大きな理由として、販売先に廃止を要請することにより、取引停止等の措置が取られ自社の事業性に影響を及ぼすのではないかという懸念があること、また、経理処理が複雑で監査に支障をきたす等が挙げられております。

このようなことを踏まえ、両団体は「歩引き」取引を繊維産業全体の問題として捉え、廃止に向けた行動を実施することと致しました。「歩引き」取引は下請代金遅延防止法において、「下請代金の減額」に該当する違法行為として禁止されていることから、両団体に参加しております団体・法人会員企業に「歩引き」取引の廃止の徹底を図ると共に、販売先、仕入先に対しては「歩引き」取引廃止の要請を行うことをお願いをすることとなりました。

皆様におかれましては、この度の「歩引き」取引廃止等の活動趣旨につきまして、ご理解とご賛同を賜り、具体的な行動を実施していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

謹白

本件に関する問合せ先：
繊維産業流通構造改革推進協議会
TEL:03-3599-0720

経済産業省

20170209製局第1号

平成29年3月6日

各位

経済産業省製造産業局長 糟谷 敏秀

繊維ファッション業界における「歩引き」取引廃止宣言へのご協力依頼について

日頃より、経済産業行政にご協力を賜りお礼申し上げます。

当省においては、「未来志向型の取引慣行に向けて」を9月に発表し、取引適正化に向けた取組を進めています。すなわち、親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現すること、親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着すること、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組を図ること等の取組を強化しています。

今般、繊維産業流通構造改革推進協議会が、不透明で不適格な取引形態である「歩引き」取引廃止の宣言を行いました。

下請代金について、「歩引き」（代金の額に一定率を乗じた額を差し引くこと）を行うことは、下請代金支払遅延防止法において、「下請代金の減額」に該当する違法な行為として禁止されており、これまでも公正取引委員会が勧告をし、事業者名及びその内容の公表等を行っています。また、公正取引委員会は「繊維製品に係る取引の適正化について」（平成13年9月28日）の中で、あらかじめ定められた代金の減額要請は、下請取引でなくても、独占禁止法上問題が生じうるとしています。

各社におかれましては、下請取引等に関する法令遵守並びに適正な取引の推進を通じたサプライチェーン全体の改善の必要性をご理解の上、「歩引き」取引廃止に向けた取組にご協力いただきますようお願いいたします。

問合せ先

経済産業省製造産業局生活製品課

田村、長谷川、長野

電話 03-3501-0969